

## 評価センター提供用データの提供要領等について

### 1 提供していただく電子データについて

令和4年度課税分の固定資産税路線価等公開情報に係る電子データです。

地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づく令和4年度における土地の価格に関する修正を行う市町村及び令和3年中に状況類似地域(区)、路線価線、標準宅地の見直しを行い位置等に変更が生じた市町村が対象となります。

### 2 電子データ作成に当たって

提供していただく電子データの作成に当たっては、「評価センター提供用データの作成マニュアル」(市町村用 No. 2)を参照願います。

なお、業者委託により「路線価等システム」以外のシステムで電子データを作成する市町村にあつては、

- (1) 独自のシステムで作成した電子データを「データ定義書」にしたがって、Shape形式のフォーマットに変換願います。
- (2) 変換後、「論理チェックプログラム」でエラーが発生しているかどうかのチェックを必ず行い、エラーのないことをご確認願います。
- (3) チェック後のデータを「路線価等システム」(Ver. 5.00)の「データ入出力プログラム」で出力し作成願います。提供するCD-RまたはDVD-R(以下「CD等」という。)には、全国地方公共団体コードの付番のあるフォルダだけを収録し、他のエクセルデータ等は収録しないでください。

なお、「データ定義書」及び「論理チェックプログラム」は、一般財団法人資産評価システム研究センターホームページからダウンロードできます。  
<http://www.recpas.or.jp/>

- (4) 「路線価等システム」の背景地図は、日本測地系で管理されていますので、データ作成に当たってはご注意願います。

### 3 電子データの提供方法について

電子データは、CD等に収録して次のとおり提供願います。CD等を都道府県の市町村税担当課に送付するに当たっては、必ずケースに入れ、搬送中に毀損することのないよう十分留意願います。

#### (1) CD等への記載

CD等には、次のア～ウの項目を油性ペン等で直接記載するかまたは記載したラベルを貼付して提供願います。

ア 都道府県名           イ 市町村名           ウ 全国地方公共団体コード  
(検査数字を除く5桁)

電子データの作成を外部に委託した場合は、エとして、電子データ作成会社等の名称、住所、電話番号、担当者名を追加願います。

(2) CD等のケースへの記載

CD等のケースにも、(1)のア～エの項目を油性ペン等で直接記載するか、または記載したラベルを貼付して提供願います。

(3) 時点修正後(令和3年7月1日)の標準宅地価格、路線価のデータを提供する市町村にあつては、CD等及びCD等のケースに貼付するラベル等に朱書きで「時点修正後」と表示して提供願います。

(4) 合併した市町村で、合併前の旧市町村単位のデータを提供する場合、CD等及びCD等のケースに貼付するラベル等に朱書きで「合併前のデータ」と表示して提供願います。また、この場合、市町村名、全国地方公共団体コードは、それぞれ合併前の旧市町村名、合併前の旧全国地方公共団体コード(5桁)を記載願います。

#### 4 提供いただいた電子データについて

(1) 集約した固定資産税路線価等の公開情報を、都道府県単位でDVD-ROMに取りまとめ都道府県及び市町村に配付する予定(7月中)です。

(2) 集約した固定資産税路線価等の公開情報は、(1)の配付のほか当センターが公開している「全国地価マップ」において、そのまま掲載する予定(7月中)です。(サイトのURL <https://www.chikamap.jp/>)

#### 5 電子データの提供先及び提供期限について

都道府県の市町村税担当課あてに、同課の指定する期限までに提供願います。

#### 6 窓口でのパソコンによる路線価等の公開について

このたび、評価センター提供用として作成していただいたデータは、「情報公開システム」により公開に用いることができます。ぜひ、窓口でご活用ください。

#### 7 よくある質問(Q&A)

データ集約時、評価センターには、市町村から多くの質問が寄せられます。提供データの作成方法等については、別添の「評価センター提供用データの作成マニュアル」をご一読ください。

問い合わせの際は、次のメールアドレス([teisyutsu@recpas.or.jp](mailto:teisyutsu@recpas.or.jp))までお願いいたします。

なお、ここでは、よくある質問を掲載しましたので参考にしてください。

Q1 「全国地価マップ」では、どこに入力した部分の価格が掲載されるのか。

- A 1 路線価は、提供データ作成時「E」欄の路線価（円/㎡）に入力した価格です。  
（「評価センター提供用データの作成マニュアル」17ページ参照）  
標準宅地価格は、提供データ作成時「H」欄の価格（円/㎡）に入力した価格です。  
（「評価センター提供用データの作成マニュアル」26ページ参照）
- Q 2 時点修正率期間は、いつからいつまでか。
- A 2 令和4年度課税分の時点修正率期間は、令和2年1月1日から令和3年7月1日の1年半です。（「評価センター提供用データの作成マニュアル」17・26ページ参照）
- Q 3 標準宅地価格・路線価が、入力エラーとなってしまった。
- A 3 例えば、「50000（円）」を「50,000」と入力している場合は、「50000」（カンマ「,」なしの生数字）で入力してください。（「評価センター提供用データの作成マニュアル」16・25ページ参照）
- Q 4 DVD-ROMの中に「RosenInstallStart.exe」という名前のファイルが見つからない。
- A 4 パソコンの設定でファイル名拡張子を非表示としている場合、「.exe」の文字が表示されません。この場合、「RosenInstallStart」と表示されたファイルを実行し、セットアップを開始してください。  
（注）同じフォルダ内にある「RosenInstallStart.exe.config」は別ファイルのため実行しないでください。
- Q 5 「インストール作業中にエラーが発生しました。文字列の長さを0（ゼロ）にすることはできません。」というエラーメッセージが表示される。
- A 5 パソコンの管理者権限がないユーザーがインストールを行う際に、エラーメッセージが表示されます。システム管理者等の管理者権限ユーザーでログインし、インストールを行ってください。
- Q 6 インストールの途中でパソコンが固まってしまい「応答なし」になった。
- A 6 DVD-ROMから直接インストールを行った際に、DVD-ROMの読み込みが途中で失敗している可能性があります。DVD-ROM内のファイルをすべてパソコンのローカルドライブ内にコピーし、再度インストールを行ってください。

## 8 その他

- (1) 提供したデータに誤りがあった場合は、定期更新（原則月2回）で処理いたしますので、再提供差し替え用データ（全件のデータ）をメールで送付願

ます。

- (2) 令和4年度は下落修正を行わないため、データを提供する必要がない市町村については、令和3年度のデータをコピーして令和4年度のデータとします。なお、コピーしたデータは、DVD-ROMに収録するとともに「全国地価マップ」にも掲載します。
- (3) 当センターへ問い合わせをする際は、以下のメールアドレスまでお願いいたします。

一般財団法人資産評価システム研究センター

業務部 担当 斉藤

メールアドレス：teisyutsu@recpas.or.jp